

「契約」ってなんだろう？



けいやく 買い物は「契約」だ！



買う人の意思と店の人の意思が一致したときに「契約」が成立します。そして、買う人は希望のものを、売る人は希望の代金を手に入れます。ですから、「これください」「かしこまりました」と言った瞬間に契約が成立しているのです。

一度契約をしてしまうと、特別な理由がない限り契約を取消すことはできません！



多くの店では、「買う人」が間違っって商品を買った場合に返品に応じてくれるけど、あくまでも店が好意でやっているだけで、返品に応じない店もあることに注意しましょう。

商品やサービスのことで困ったら、おうちの人や千葉市消費生活センターに相談しよう！相談専用電話は043-207-3000で、月～土曜日の9:00から16:30までやってるよ。(祝日年末年始を除きます。)



やってみよう！

けいやく 契約は店の商品だけに限りません。お金を払ってバスに乗る場合、「バスに乗せてもらう」という「サービス」の契約を結んでいます。

身のまわりの「サービス」の契約を3個考えてみよう！



①

②

③

発行元 千葉市保健福祉局健康部健康支援課 電話：043 (238) 9926 FAX：043 (238) 9946

作成協力 市民局生活文化スポーツ部消費生活センター 保健福祉局健康部生活衛生課 環境局資源循環部廃棄物対策課 経済農政局農政部農政課 教育委員会学校教育部保健体育課

監修 千葉県立保健医療大学 渡邊智子 淑徳大学 大山珠美